

○ 職員の退職管理に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令案新旧対照条文

職員の退職管理に関する内閣府令（平成二十年内閣府令第八十三号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>第一条～第三条（略）</p> <p>（求職の承認の手續の特例）</p> <p>第四条 復興庁が廃止されるまでの間における第三条第一項第一号の規定の適用については、同号中「令第十六条第一項各号又は第二項各号」とあるのは、「令第十六条第一項各号に掲げる国の機関及び復興庁又は同条第二項各号」とする。</p>	<p>附 則</p> <p>第一条～第三条（略）</p> <p>（新設）</p>